

社債発行届出目論見書の訂正事項分

平成22年1月（第1回訂正分）

株式会社日本政策金融公庫

東京都千代田区大手町一丁目9番3号

この届出目論見書により行う第5回社債（2年債）30,000百万円、第6回社債（3年債）16,000百万円及び第7回社債（5年債）50,000百万円の募集（一般募集）については、当公庫は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成22年1月20日に、また同法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成22年1月26日に、それぞれ関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

利率については仮条件を記載しておりますので、利率が決定（平成22年2月5日から平成22年2月9日までの間に決定する予定）した場合には、必要な記載事項について訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても、訂正されることがあります。

1 【社債発行届出目論見書の訂正理由】

平成22年1月20日付をもって関東財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成22年1月26日に社債の利率につき仮条件を提示することになりましたので、これに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い社債発行届出目論見書の関連事項を後記のとおり訂正いたします。

2 【訂正事項】

頁

第一部【証券情報】	1
第1【募集要項】	1
1【新規発行社債（短期社債を除く。）（2年債）】	1
利率の欄	1
申込期間の欄	1
欄外注記	1
3【新規発行社債（短期社債を除く。）（3年債）】	2
利率の欄	2
申込期間の欄	2
欄外注記	2
5【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】	3
利率の欄	3
申込期間の欄	3
欄外注記	3

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____野で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）（2年債）】

利率の欄

利率（％）	未定 <u>（第 235 回国債の流通利回り（年 2 回複利ベース）に 0.05%を加えた率～同利回りに 0.20%を加えた率を仮条件とする。）（注）12.</u>
-------	---

申込期間の欄

申込期間	平成 22 年 2 月 9 日（注）13.
------	-----------------------

欄外注記

（注）＜前略＞

12. 利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成 22 年 2 月 5 日から平成 22 年 2 月 9 日までの間に決定する予定である。

13. 申込期間については、上記のとおり内定しているが、利率の決定日において正式に決定する予定である。なお、上記申込期間については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがある。当該需要状況の把握期間は最長で平成 22 年 1 月 26 日から平成 22 年 2 月 9 日までを予定しているが、実際の利率の決定については、平成 22 年 2 月 5 日から平成 22 年 2 月 9 日までのいずれかの日を予定している。従って、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成 22 年 2 月 5 日」となることがある。

（注）12. の追加及び番号変更

3【新規発行社債（短期社債を除く。）（3年債）】

利率の欄

利率（％）	未定 <u>（第246回国債の流通利回り（年2回複利ベース）に0.05%を加えた率～同利回りに0.20%を加えた率を仮条件とする。）（注）12.</u>
-------	---

申込期間の欄

申込期間	平成22年2月9日（注） <u>13.</u>
------	-------------------------

欄外注記

（注）＜前略＞

12. 利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成22年2月5日から平成22年2月9日までの間に決定する予定である。

13. 申込期間については、上記のとおり内定しているが、利率の決定日において正式に決定する予定である。なお、上記申込期間については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがある。当該需要状況の把握期間は最長で平成22年1月26日から平成22年2月9日までを予定しているが、実際の利率の決定については、平成22年2月5日から平成22年2月9日までのいずれかの日を予定している。従って、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成22年2月5日」となることがある。

（注）12. の追加及び番号変更

5【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

利率の欄

利率（％）	未定 <u>（第267回国債の流通利回り（年2回複利ベース）に0.05%を加えた率～同利回りに0.20%を加えた率を仮条件とする。）（注）12.</u>
-------	---

申込期間の欄

申込期間	平成22年2月9日（注） <u>13.</u>
------	-------------------------

欄外注記

（注）＜前略＞

12. 利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成22年2月5日から平成22年2月9日までの間に決定する予定である。
13. 申込期間については、上記のとおり内定しているが、利率の決定日において正式に決定する予定である。なお、上記申込期間については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがある。当該需要状況の把握期間は最長で平成22年1月26日から平成22年2月9日までを予定しているが、実際の利率の決定については、平成22年2月5日から平成22年2月9日までのいずれかの日を予定している。従って、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成22年2月5日」となることがある。

（注）12. の追加及び番号変更

